

ASSESSMENT

4 September 2026



コンタクト

Natasha Talisca
Adrianto
ALA Sustainable Finance Assessments
ムーディーズ・ジャパン株式会社
natashatalisca.adrianto@moodys.com

MJ Park
Analyst-Sustainable Finance Assessments
mj.park@moodys.com

Jing Li Yim
AVP-Sustainable Finance Assessments
jingli.yim@moodys.com

Maisam Hasnain, CFA
SVP Mgr-Sustainable Finance Assessments
maisam.hasnain@moodys.com

三井住友信託銀行株式会社

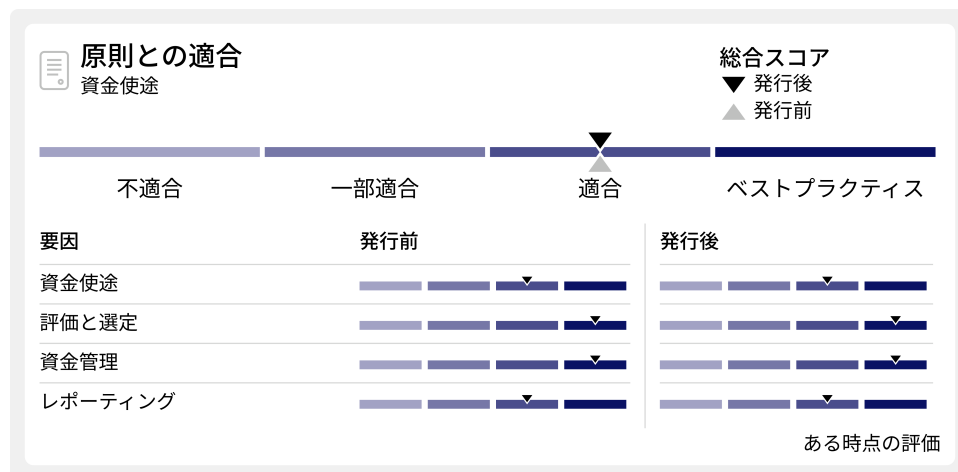
発行後のセカンド・パーティー・オピニオン：2022年と2023年のグリーン
ンボンド発行は原則に適合

概要

ムーディーズは、対象とする業務の範囲内において、三井住友信託銀行株式会社（以下、「SMTB」）が2021年3月付のグリーンボンド・フレームワークに基づき、2022年3月と2023年3月に発行したグリーンボンドについての評価を行った。

SMTBは、グリーンボンド発行による調達資金を、国際資本市場協会（ICMA）のグリーンボンド原則（GBP）2025の4つの核となる要素と、フレームワークに設定された基準に沿って充当したとムーディーズは評価する。グリーンボンド発行によって調達された資金は、フレームワークで定義された5つの適格カテゴリーのうち、再生可能エネルギーとグリーンビルディングの2つのカテゴリーに充当された。

グリーンボンドは、2026年9月4日にムーディーズが公表した[セカンド・パーティー・オピニオン（SPO）](#)と同水準の原則の適合性が認められる。詳細は付録1を参照されたい。



本稿は2026年9月4日発行の英文版[Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited:Post-issuance Second Party Opinion – SMTB's 2022 and 2023 Green Bond Issuances Aligned with Principles](#)の翻訳です。

対象

ムーディーズは、SMTBが2022年3月と2023年3月に発行したグリーンボンドの調達資金の充当先について、ICMAのGBP 2025への適合性および2021年3月付のグリーンボンド・フレームワークで同行が表明したコミットメントとの整合性を評価し、その意見を表明する発行後SPOを提供する。

ムーディーズの評価は、2022年発行のグリーンボンドの期中報告（2026年3月31日時点）、2023年発行のグリーンボンドの期中報告（2026年3月31日時点）、および2021年3月付のグリーンボンド・フレームワークに基づく。ムーディーズの意見は、これらの文書に記載された内容に対する現時点での評価¹と、公開情報および発行体が提供した非公開情報を考慮したものである。

ムーディーズによる意見は、保証、検証、または監査を構成するものではない。

本稿は、2025年10月発行の「[Assessment Framework: Second Party Opinions on Sustainable Debt](#)」（日本語版2025年11月発行「[サステナブルファイナンスに対するセカンド・パーティー・オピニオン](#)」）に基づき作成された。

発行体の概要

三井住友信託銀行株式会社（SMTB）は、総資産規模で国内最大の信託銀行であり、国内最大の上場信託銀行グループである三井住友トラストグループ株式会社（以下、「SMTG」）の完全子会社である。SMTBは東京に本店を置き、信託業務をはじめ、資産運用・管理、不動産、資金調達、コンサルティング業務など、幅広い金融サービスを展開している。SMTBが公表した2025年9月末時点の連結総資産は82.3兆円であり、SMTGの連結総資産の99%超を占めた。

SMTBのリスクプロファイルは、SMTGのリスクプロファイルと一致する。SMTGは、投融資業務を通じて炭素集約度の高いセクターへのエクスポージャーを抱えており、中位の低炭素社会移行リスクに直面している。規制当局や関係者は、同業他社と同じくSMTGも低炭素経済への移行推進を担うことに対して期待を強めている。こうしたリスクは、同行の分散した事業やポートフォリオ構成に加え、セクター別に設けられた脱炭素化目標、サステナブルファイナンス・ソリューション、気候リスク管理プロセスを通じて、トランジションファイナンスへの継続的な取り組みによって、ある程度軽減されている。同行の事業内容と地理的分散を踏まえると、物理的気候リスクは対処可能であると考えられる。

主なハイライト

- » SMTBは、2022年と2023年に発行したグリーンボンドの調達資金をICMAのGBP 2025に沿って全額充当した。
- » 報告の対象となる年度内に、重要な事象や、プロジェクトが適格基準を満たさなくなった事例はなかった。融資の返済や通常のポートフォリオ調整に伴い、速やかに他の適格プロジェクトに資金が再充当された。
- » 資金が充当されたプロジェクトの影響については、開示されているインパクト指標を用いて報告されている。
- » 発行後12カ月以内に調達資金は全額充当され、ベストプラクティスの基準を満たしている。

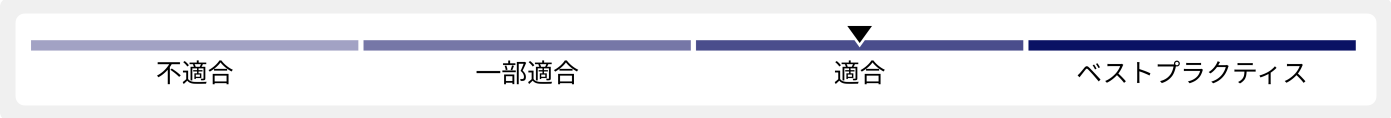
本件は信用格付付与の公表ではありません。文中にて言及されている信用格付については、ムーディーズのウェブサイト(<https://ratings.moody's.com>)の発行体/案件のページで、最新の格付付与に関する情報および格付推移をご参照ください。

発行後のセカンド・パーティー・オピニオンの詳細な評価

- ☒ Green Bond Principles (GBP)
- ☐ Green Loan Principles (GLP)
- ☐ Social Bond Principles (SBP)
- ☐ Social Loan Principles (SLP)
- ☐ Sustainability-Linked Bond Principles (SLBP)
- ☐ Sustainability Linked Loan Principles (SLLP)

SMTBのグリーンボンド・フレームワークに基づき2022年3月と2023年3月に発行したグリーンボンドは、ICMAのGBP 2025の 4つの核となる要素に適合し、またフレームワークでSMTBが表明したコミットメントと整合すると考える。原則との適合の要素別の詳細な評価は以下の通り。

資金使途



2022年3月と2023年3月に発行したグリーンボンドで調達した資金は、SMTBの2021年3月付のグリーンボンド・フレームワークで定義された適格基準に沿って、2つのカテゴリーに適合する資金使途に充当されている。調達資金は発行後12カ月以内に全額充当されている。SMTBは、発行後もプロジェクトファイナンス・ローンを中心とした資金使途に変更はないことを確認した。2026年3月時点で資金が充当されたプロジェクトは、日本と米国に所在し、世界各国のプロジェクトに資金を供給するというグリーンボンド発行前に同行が表明したコミットメントと一致する。

過去のレポーティング対象の期間と同様、調達資金は引き続き再生可能エネルギーとグリーンビルディングのカテゴリーに充当されている。2026年3月時点で、2022年に発行したグリーンボンドで調達された資金全体の74%が再生可能エネルギープロジェクトに充当され、その内訳は太陽光プロジェクトが83%、風力プロジェクトが17%である。残りの26%資金は、DBJ Green Building認証制度で5つ星を取得したオフィスビルに充当された。2023年に発行したグリーンボンドの調達資金は全て再生可能エネルギープロジェクトに充当され、そのうち71%が風力プロジェクト、29%が太陽光プロジェクトに充当された。

資金が充当されたほぼ全てのプロジェクトには関連性のある環境目標が明確に定義され、測定可能な便益をもたらしており、発行前に期待された内容に沿っていると考えられる。資金が充当されたプロジェクトの環境への影響については、発行前に開示されたインパクト指標を用いて報告されている。リファイナンス比率は、グリーンボンド発行前に開示されず、グリーンボンドの期中報告にも記載されていない。

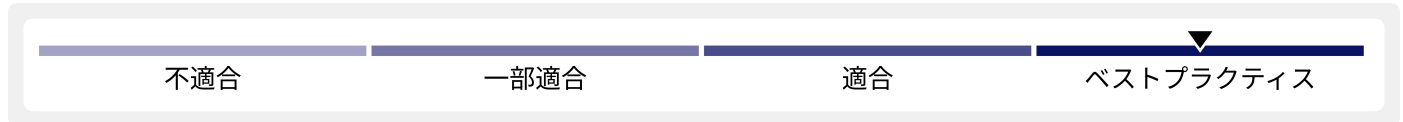
図表 1
SMTBが2022年3月と2023年3月に発行したグリーンボンドで調達した資金の充当先（米ドル、2026年3月31日時点）

適格カテゴリー	発行	所在地	適格プロジェクト	充当済みの調達資金額（百万米ドル）
再生可能エネルギー	2022年	日本	太陽光	324
			風力	68
	2023年	日本	太陽光	144
			風力	199
		米国	太陽光	6
			風力	167
グリーンビルディング	2022年	日本	オフィスビル	141

出所: 2022年発行のグリーンボンドの期中報告（2026年3月31日時点）、2023年発行のグリーンボンドの期中報告（2026年3月31日時点）

- » **再生可能エネルギー**：2022年3月と2023年3月に発行したグリーンボンドの調達資金は、再生可能エネルギーのカテゴリーに最も多く充当された。調達資金は、国内を中心とした太陽光および風力プロジェクトのポートフォリオに充当され、米国の2件のプロジェクトにも充当された。
- » **グリーンビルディング**：調達資金は、DBJ Green Building認証制度で5つ星を取得した国内のオフィスビルに充当された。2026年3月時点で同オフィスビルは、フレームワークに基づき資金が充当された唯一のグリーンビルディングである。

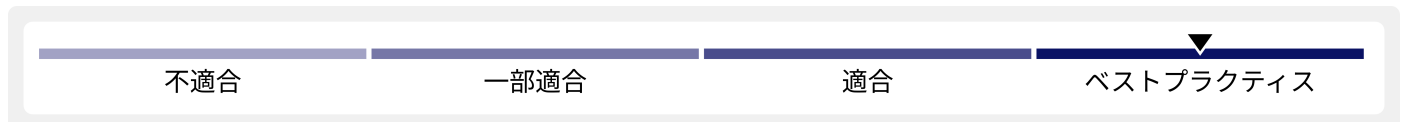
プロジェクトの評価と選定のプロセス



SMTBのプロジェクトの評価と選定の意思決定プロセスは、明確かつ体系的であり、公表されているグリーンボンド・フレームワークに説明されている。同行は、資金が充当された全てのプロジェクトは、グリーンボンドの発行前にコミットした内容に沿って選定されたことを確認している。法人企画部およびストラクチャードファイナンス部は、フレームワークの適格基準に沿って適格プロジェクトを選定し、サステナビリティ推進部による検証後、法人企画部が最終選定の判断を行った。フレームワークに規定されている環境・社会面のリスクを管理するプロセスは、適格プロジェクトに適用され、プロジェクトの評価と選定のプロセスに組み込まれた。特に、再生可能エネルギープロジェクトについては、環境・社会面のリスクや影響に関するレビューを受け、赤道原則に基づくレビューも行われた。レポーティング対象の期間中、同行の環境・社会面のリスク管理プロセスに変更はなかった。

SMTBはレポーティング対象の期間中、資金が充当されたプロジェクトが、グリーンボンド・フレームワークに定められた適格基準と除外基準を遵守しているかどうかを継続的にモニタリングしたことを確認した。適格資産は定期的にレビューを受け、適格資産プールは3カ月毎に、残高は毎月更新された。レポーティング対象の期間中、プロジェクトの譲渡や延期、あるいは適格基準を満たさなくなった事例はなかった。融資の返済や通常のポートフォリオ調整に伴う資金の再充当については、フレームワークや発行前のコミットメントに沿って、速やかに他の適格プロジェクトに資金が再充当された。同行は、レポーティング対象の期間中に重大な環境・社会面のリスクが特定されなかったことも確認した。

調達資金の管理



SMTBは、調達資金の管理と充当のプロセスのすべての要素が、グリーンボンド・フレームワークに規定されている通りに維持されていることを確認した。同行は、2022年3月と2023年3月に発行したグリーンボンドの調達資金が、法人企画部によって一般勘定で管理され、社内システムを用いて追跡管理されていることも確認した。SMTBは、確実に資金を適格プロジェクトに充当するために、追跡管理されているグリーンボンドの資金充当額の残高を月次で調整し、融資の返済や通常のポートフォリオ調整が行われた場合には速やかに他の適格プロジェクトに再充当していることを説明した。

同行は、2022年3月と2023年3月に発行したグリーンボンドの調達資金が、発行後12カ月以内に全額充当されたことを確認しており、発行前に表明したコミットメントと24カ月以内に充当するというベストプラクティスの基準と一致している。未充当資金が発生した場合は、フレームワークに定められた除外基準に従い、引き続きオーバーナイト取引またはその他の短期金融商品に一時的に充当されることを確認した。

レポートिंग



SMTBはグリーンボンド発行前のコミットメントに沿って、発行後は、調達資金の充当状況およびインパクト・レポートを年次で公表しており、償還されるまでレポートを継続するとともに、重要な事象が生じた場合には適時に報告を行うことを確約している。報告書は同行のウェブサイト公表され、適格プロジェクトに充当された資金に関する情報（プロジェクトの分類、国、融資契約日、通貨、融資残高など）に加え、資金が充当されたプロジェクトに関する環境面の影響についても開示されている。

SMTBは資金が充当された適格プロジェクトカテゴリーについて明確な環境インパクト指標を特定し、インパクト・レポートに盛り込んでいる。ただし、グリーンビルディングのカテゴリーの報告の対象となる指標では、資金が充当されたプロジェクトに関連する直接的な環境便益は測定されていない。報告の対象となるインパクトの算定に用いられる手法と想定についても、グリーンボンドの期中報告に開示されている。本発行後レビューを受けることにより、資金充当状況と報告対象の便益について第三者機関によるレビューを受け、ベストプラクティスの2つの要件は満たされたとみなす（付録1に反映）。

図表 2
インパクト指標と報告対象のインパクトのレビュー

適格カテゴリー	適格プロジェクト	発行	所在地	案件数	インパクト・レポート指標	報告されたインパクト実績（2026年3月31日時点）		コメント
						全体のインパクト	SMTB帰属分のインパクト	
再生可能エネルギー	太陽光	2022年	日本	8	年間発電量（MWh）	565,143 MWh	-	インパクト・レポートには想定されていた要素がすべて含まれており、発行体のフレームワークで定められたインパクト指標と整合している。発行体は、CO ₂ 排出の削減相当量について、プロジェクト全体の数値およびプロジェクト総資金に占めるSMTBのファイナンス割合に基づき算出したSMTB帰属分の数値を報告している。
					CO ₂ 排出の削減相当量（トン単位）	250,697 t-CO ₂	86,510 t-CO ₂	
		2023年	日本 米国	5	年間発電量（MWh）	317,847 MWh	-	
					CO ₂ 排出の削減相当量（トン単位）	123,942 t-CO ₂	43,591 t-CO ₂	
	風力	2022年	日本	2	年間発電量（MWh）	401,934 MWh	-	
					CO ₂ 排出の削減相当量（トン単位）	178,298 t-CO ₂	27,361 t-CO ₂	
		2023年	日本 米国	9	年間発電量（MWh）	13,181,181 MWh	-	
					CO ₂ 排出の削減相当量（トン単位）	4,407,959 t-CO ₂	190,628 t-CO ₂	
グリーンビルディング	オフィスビル	2022年	日本	1	グリーンビルディングの認証取得数と認証レベル	DBJ Green Building認証（5つ星）	-	

出所：2022年発行のグリーンボンドの期中報告（2026年3月31日時点）、2023年発行のグリーンボンドの期中報告（2026年3月31日時点）、Moody's Ratings

付録1 - SMTBのグリーンボンド・フレームワークに基づき2022年と2023年に発行したグリーンボンドに関する原則との整合性スコアカード

原則との適合			2021年フレームワークの発行前コミットメント			2022年債および2023年債の発行後における整合性		
要因	サブ要因	構成要素	構成要素のスコア	サブ要因のスコア	要因のスコア	構成要素のスコア	サブ要因のスコア	要因のスコア
資金使途	適格カテゴリーの明確性	支出の性質	A	適合		A	適合	
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、プロジェクトの内容の定義および適格基準と除外基準	A			A		
		プロジェクトの所在地	A			A		
		BP:すべてのカテゴリーに関する、プロジェクトの内容の定義および適格基準と除外基準	No			No		
	目標の明確性	ほぼすべてのカテゴリーに関する、目標とプロジェクトカテゴリーの関連性	A	ベストプラクティス		A	ベストプラクティス	
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、基準とプロジェクトカテゴリーの整合性	A			A		
		BP:すべてのカテゴリーに関する、目標の説明、関連性、整合性がある	Yes			Yes		
	期待される便益の明確性	ほぼすべてのカテゴリーに関する、期待される便益の説明と関連性	A	適合		A	適合	
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、期待される便益の測定可能性	A			A		
		BP:すべてのカテゴリーに関する、期待される便益の説明がある	No			No		
		BP:すべてのカテゴリーに関する、期待される便益の測定可能性がある	Yes			Yes		
		BP:発行前および資金充当後のレポーティングにおけるリファイナンスに関する情報開示	No			No		
		BP:発行前におけるリファイナンスのルックバック期間の開示に関する確約	Yes			Yes		
プロジェクトの評価と選定のプロセス		適格プロジェクトを選定およびモニタリングするプロセスの透明性と明確性	プロセスの明確性			A		
調達資金の管理	調達資金の充当と追跡	プロセスの開示	A	A				
		環境・社会リスク低減プロセスの透明性	A	A				
		BP: プロジェクトの継続的なコンプライアンスのモニタリング	Yes	Yes				
		資金の追跡	A	A				
		資金配分に沿った定期的な資金の調整	A	ベストプラクティス	ベストプラクティス	A	ベストプラクティス	ベストプラクティス
		未充当資金の一時的な使途に関する開示	A			A		
		BP: 資金管理プロセスに関する開示	Yes			Yes		
		BP: 資金充当期間が24カ月以内	Yes			Yes		
		レポーティング	レポーティングの透明性			レポーティング頻度		
レポーティング期間	A			A				
レポーティングに関する開示	A			A				
レポーティングの網羅性	A			A				
BP:少なくとも資金全額が充当されるまでの資金充当レポートおよび償還期限ないしローン返済期限までのインパクト・レポート	Yes			Yes				
BP: サステナビリティの便益に関する指標の明確性と関連性	No			No				
BP: レポーティング手法と指標算出における想定の開示	Yes			Yes				
BP:独立監査人またはその他の第三者機関による、資金の追跡と充当に関する保証	Yes			Yes				
BP: 環境・社会面の便益に対する独立的なインパクト評価	Yes			Yes				
			2021年フレームワークの発行前適合性		適合	2022年債・2023年債の発行後整合性		適合

BP-ベストプラクティス、A-適合、PA-一部適合、NA-不適合

文末脚注

- 1 同評価が付与された日付あるいは更新された日付を指す。

ムーディーズは、ICMAのグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドに係る外部評価ガイドライン及びLSTA/LMA/APLMAのグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに係る外部評価ガイダンスの主な指針に沿ってSPOを付与しています。但し、ムーディーズの実務は、これらの文書で推奨されている実務とはいくつかの点で異なる場合があります。ムーディーズによるSPO付与のアプローチは、ムーディーズの本評価フレームワークに記載されており、ムーディーズ・ジャパン株式会社の「職務行動規範」に規定される倫理及び職務原則に服します。

セカンド・パーティー・オピニオン（ムーディーズ・インベスターズ・サービスの「格付記号と定義」において定義されています。）に関する追加条項：セカンド・パーティー・オピニオン（以下「SPO」といいます。）は「信用格付」ではないことにご注意ください。シンガポールを含む多くの法域において、SPOの発行は規制対象行為ではありません。日本：日本において、SPOの作成及び提供は「関連業務」であり、「信用格付業」には該当せず、日本の金融商品取引法及びその関連規則に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。中国：いかなるSPOも、（1）中国の関連法令において定義される中国グリーンボンド評価にも該当せず、（2）いかなる登録書類、中国の規制当局に提出される募集案内、目録見書若しくはその他の文書に含め、又はその他の方法により、中国における規制上の開示要件を満たすために使用することはできず、（3）いかなる規制上の目的又は中国の関連法令に基づき認められないその他の目的のためにも、中国内で使用することはできません。この免責条項において、「中国」とは、香港、マカオ及び台湾を除く、中華人民共和国の本土を意味します。

(C)2026年 Moody's Corporation、Moody's Investors Service, Inc.、Moody's Analytics, Inc. 並びに（又は）これらの者のライセンサー及び関連会社（以下総称して「ムーディーズ」といいます。）無断複写・転載を禁じます。

ムーディーズの信用格付を行う関連会社により付与される信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについての、ムーディーズの現時点での意見です。ムーディーズが提供又は使用可能とする資料、製品、サービス及び公開情報（以下総称して「資料」といいます。）は、ムーディーズの現時点における意見を含むことがあります。

ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約における財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由又は経済的損害（インベアメント）が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。ムーディーズの信用格付において言及された、契約における財務上の義務の類型に関する情報については、ムーディーズの刊行物である「格付記号と定義」の該当する箇所をご参照ください。信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。信用格付、非信用評価（以下「評価」といいます。）及びムーディーズの資料に含まれているその他の意見は、現在又は過去の事実を示すものではありません。ムーディーズの資料はまた、定量的モデルに基づく信用リスクの評価及びMoody's Analytics, Inc.及び/又はその関連会社が公表する関連意見又は解説を含むことがあります。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、法律、コンプライアンス、投資、財務又はその他に関する専門家の助言を構成又は提供するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は特定の証券の購入、売却又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、特定の投資家にとっての投資の適切性について論評するものではありません。ムーディーズは、各投資家が、相当の注意をもって、購入、保有又は売却を検討する各証券について投資家自身で研究・評価するという期待及び理解の下で、信用格付を付与し、評価を行い、その他の意見を述べ、自社の資料を提供又は使用可能とします。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、個人投資家の利用を意図しておらず、個人投資家が投資判断を行う際にムーディーズの信用格付、評価、その他の意見又は資料を利用することは、慎重を欠く不適切な行為です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家にご相談することを推奨します。

ここに記載する情報はすべて、著作権法を含む法律により保護されており、いかなる者も、いかなる形式若しくは方法又は手段によっても、全部か一部かを問わずこれらの情報を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複製その他の方法により再製、リパッケージ、転送、譲渡、頒布、配布又は転売することはできず、また、これらの目的で再使用するために保管することはできません。明確化のために付言すると、ここに記載されるいかなる情報も、ソフトウェアプログラム若しくはデータベースの開発、改良、訓練又は再訓練のために使用することはできません。これには、人工知能、機械学習、自然言語処理ソフトウェア、アルゴリズム、方法論及び/又は型式が含まれますが、これらに限定されません。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、規制目的で定義される指標（ベンチマーク）としてのいかなる者による使用も意図しておらず、これらが指標（ベンチマーク）と見なされる結果を生じるおそれのあるいかなる方法によっても使用してはならないものとします。

ここに記載する情報は、すべてムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人的及び機械的誤りが存在する可能性並びにその他の事情により、ムーディーズはこれらの情報をいかなる種類の保証も付すことなく「現状有姿」で提供しています。ムーディーズは、信用格付又は評価を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであること（独立した第三者がこの情報源に該当する場合もあります）を確保するため、すべての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、信用格付又は評価の過程で又は自社の資料の作成に際して受領した情報の正確性及び有効性について常に独自に確認することはできません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、いかなる者又は法人に対しても、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連するあらゆる間接的、特別的、派生的又は付随的な損失又は損害に対して、ムーディーズ又はその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー又はサプライヤーのいずれかが事前に当該損失又は損害（(a)現在若しくは将来の利益の喪失、又は(b)関連する金融商品が、ムーディーズが付与する特定の信用格付又は評価の対象ではない場合に生じるあらゆる損失若しくは損害を含むがこれに限定されない）の可能性について助言を受けていた場合においても、責任を負いません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連していかなる者又は法人に生じたいかなる直接的又は補償的損失又は損害に対しても、それらがムーディーズ又はその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー若しくはサプライヤーのうちいずれかの側の過失によるもの（但し、詐欺、故意による違反行為、又は、疑義を避けるために付言すると法により排除し得ない、その他の種類の責任を除く）、あるいはそれらの者の支配力の範囲内外における偶発事象によるものである場合を含め、責任を負いません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、信用格付、評価、その他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行いません。

Moody's Corporation（以下「MCO」といいます。）が全額出資する信用格付会社であるMoody's Investors Service, Inc.は、同社が格付を行っている負債証券（社債、地方債、債券、手形及びCPを含みます）及び優先株式の発行者の大部分が、Moody's Investors Service, Inc.が行う信用格付意見・サービスに対して、信用格付の付与に先立ち、Moody's Investors Service, Inc.に対して償を支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、MCO及び「Moody's Rating」のブランド名（以下「Moody's Ratings」といいます。）の下で格付を公表するすべてのMCO関連会社は、Moody's Ratingsの信用格付及び信用格付過程の独立性を確保するための方針と手続を整備しています。MCOの取締役と格付対象会社との間、及び、Moody's Investors Service, Inc.から信用格付を付与され、かつMCOの株式の5%以上を保有していることをSECに公式に報告している会社間に存在し得る特定の利害関係に関する情報は、ムーディーズのウェブサイト ir.moodysc.com の「Investor Relations」にある「Corporate Governance」内の「Charter and Governance Documents」に、「Director and Shareholder Affiliation Policy」という表題で、毎年掲載されます。

ムーディーズSFジャパン株式会社、Moody's Local AR Agente de Calificación de Riesgo S.A.、Moody's Local BR Agência de Classificação de Risco LTDA、Moody's Local MX S.A. de C.V.、I.C.V.、Moody's Local PE Clasificadora de Riesgo S.A.、Moody's Local PA Clasificadora de Riesgo S.A.、Moody's Local CR Clasificadora de Riesgo S.A.、Moody's Local ES S.A. de CV Clasificadora de Riesgo、Moody's Local RD Sociedad Clasificadora de Riesgo S.R.L.、及びMoody's Local GT S.A.（以下総称して「ムーディーズのNRSROではない信用格付会社」といいます。）は、すべてMCOの間接的完全所有子会社である信用格付会社です。ムーディーズのNRSROではない信用格付会社はいずれも全米で認知された統計的格付機関（NRSRO）ではありません。

オーストラリア専用の追加条項：この文書のオーストラリアでの発行は、ムーディーズの関連会社であるMoody's Investors Service Pty Limited ABN 61 003 399 657（オーストラリア金融サービス認可番号336969）及び（又は）Moody's Analytics Australia Pty Ltd ABN 94 105 136 972（オーストラリア金融サービス認可番号383569）（該当する者）のオーストラリア金融サービス認可に基づき行われます。この文書は2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「ホールセール顧客」のみへの提供を意図したものです。オーストラリア国内からこの文書に継続的にアクセスした場合、貴殿は、ムーディーズに対して、貴殿が「ホールセール顧客」であること又は「ホールセール顧客」の代表者としてこの文書にアクセスしていること、及び、貴殿又は貴殿が代表する法人が、直接又は間接的に、この文書又はその内容を2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「リテール顧客」に配布しないことを表明したこととなります。ムーディーズの信用格付は、発行者の債務の信用力についての意見であり、発行者のエクイティ証券又は個人投資家が取得可能なその他の形式の証券について意見を述べるものではありません。

インド専用の追加条項：ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、インドの証券取引所に上場されている又は上場が提案されている証券に関して、インドに所在するユーザが依拠又は使用することを意図したのではなく、また依拠又は使用するものではありません。

セカンド・パーティー・オピニオン及びネットゼロ・アセスメントに関する追加条項（「格付記号と定義」にて定義されています）：セカンド・パーティー・オピニオン（以下「SPO」といいます。）及びネットゼロ・アセスメント（以下「NZA」といいます。）は「信用格付」ではないことにご注意ください。SPO及びNZAの発行は、シンガポールを含む多くの法域では規制対象外の活動です。欧州連合（EU）：欧州連合では、Moody's Deutschland GmbH及びMoody's France SASがEUグリーンボンド規則の適用規定に従い、それぞれ外部検証者としてサービスを提供しています。日本：日本におけるSPO及びNZAの開発及び提供は「信用格付業」ではなく「付随事業」に該当し、同国の金融商品取引法及関連法令に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。

PRC：いかなるSPOも、（1）PRCの関連法令で定義されるPRCのグリーンボンドアセスメントに該当せず、（2）PRC規制当局に提出する登録届出書、募集要項、目論見書その他の文書に記載することはできず、又はPRC規制の開示要件を満たすために使用することはできず、及び（3）PRC内で規制目的のために又はPRCの関連法令で認められていないその他の目的のために使用することはできません。本免責条項の目的において、「PRC」とは、香港、マカオ、及び台湾を除く中華人民共和国本土をいいます。

レポート番号 1493992